

令和 7 年 3 月 6 日
教 育 局

山形県教育委員会公文書管理規程の一部改正について

令和 6 年 12 月 27 日山形県教育委員会訓令第 9 号により、以下のとおり山形県教育委員会公文書管理規程の一部改正を行った。

1 改正の動機

改正前の山形県教育委員会公文書管理規程（令和 2 年 4 月県教育委員会訓令第 6 号。以下「規程」という。）では、知事部局における山形県訓令に対応する教育委員会の例達形式として「山形県教育委員会訓令」及び「山形県教育委員会教育長訓令」の 2 種類を規定していた。（規程第 32 条及び第 58 条）

一方で、過去に制定された「山形県教育委員会教育長訓令」は本改正前までに全て廃止とされたことから、規定を整備したもの。

なお、規程第 32 条及び第 58 条の規定は規程の制定をもって廃止された山形県教育委員会文書管理規程（昭和 42 年 4 月県教育委員会訓令第 1 号。以下「旧規程」という。）の規定を引き継いだものであり、旧規程制定当時の教育委員会制度上「教育委員会の代表者である教育委員長名で制定する教育委員会訓令」と「事務統括者である教育長名で制定する教育委員会教育長訓令」とを使い分けていたが、現在は双方の役割が教育長に統合されていることから、新たに制定する訓令は「教育委員会訓令」のみを用いることとしている。

2 改正の内容

決裁文書に基づいて施行する公文書の記号及び公文の例式から「山形県教育委員会教育長」の文字を冠する規定を削除する。

3 施行日

令和 7 年 1 月 1 日

山形県教育委員会公文書管理規程新旧対照表（令和6年12月27日改正）

現 行	改 正 後																								
（記号及び番号） 第32条 決裁文書に基づいて施行する公文書（以下「施行文書」という。）には、次に掲げる方法により記号及び番号を付けなければならない。 （１） 規則、告示及び訓令には、それぞれ「山形県教育委員会」<u>（教育長に委任された事項に係るものについては、「山形県教育委員会教育長」）</u>の文字を冠し、その種類ごとに法令番号簿（別記様式第8号）により暦年による一連番号を付けること。 （２）、（３） 一略— 2 一略— （準用） 第58条 公文の例式及び起案の要領については、山形県公文規程（昭和41年8月県訓令第45号）第3条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同訓令中次の表の左欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>条例</th><th>規則</th></tr> <tr> <td>山形県条例</td><td>山形県教育委員会規則</td></tr> <tr> <td>山形県告示</td><td>山形県教育委員会告示</td></tr> <tr> <td>山形県訓令</td><td>山形県教育委員会訓令 （教育長に委任された事項に係わるものについては「<u>山形県教育委員会教育長訓令</u>」）</td></tr> <tr> <td>山形県知事</td><td>山形県教育委員会（規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布並びに教育長に委任された事項に係わるものについては「山形県教育委員会教育長」）</td></tr> <tr> <td>何々条例（何々）</td><td>何々規則（何々）</td></tr> </table>	条例	規則	山形県条例	山形県教育委員会規則	山形県告示	山形県教育委員会告示	山形県訓令	山形県教育委員会訓令 （教育長に委任された事項に係わるものについては「 <u>山形県教育委員会教育長訓令</u> 」）	山形県知事	山形県教育委員会（規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布並びに教育長に委任された事項に係わるものについては「山形県教育委員会教育長」）	何々条例（何々）	何々規則（何々）	（記号及び番号） 第32条 決裁文書に基づいて施行する公文書（以下「施行文書」という。）には、次に掲げる方法により記号及び番号を付けなければならない。 （１） 規則、告示及び訓令には、それぞれ「山形県教育委員会」の文字を冠し、その種類ごとに法令番号簿（別記様式第8号）により暦年による一連番号を付けること。 （２）、（３） 一略— 2 一略— （準用） 第58条 公文の例式及び起案の要領については、山形県公文規程（昭和41年8月県訓令第45号）第3条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同訓令中次の表の左欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>条例</th><th>規則</th></tr> <tr> <td>山形県条例</td><td>山形県教育委員会規則</td></tr> <tr> <td>山形県告示</td><td>山形県教育委員会告示</td></tr> <tr> <td>山形県訓令</td><td>山形県教育委員会訓令</td></tr> <tr> <td>山形県知事</td><td>山形県教育委員会（規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布並びに教育長に委任された事項に係わるものについては「山形県教育委員会教育長」）</td></tr> <tr> <td>何々条例（何々）</td><td>何々規則（何々）</td></tr> </table> 附 則 この訓令は、令和7年1月1日から施行する。	条例	規則	山形県条例	山形県教育委員会規則	山形県告示	山形県教育委員会告示	山形県訓令	山形県教育委員会訓令	山形県知事	山形県教育委員会（規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布並びに教育長に委任された事項に係わるものについては「山形県教育委員会教育長」）	何々条例（何々）	何々規則（何々）
条例	規則																								
山形県条例	山形県教育委員会規則																								
山形県告示	山形県教育委員会告示																								
山形県訓令	山形県教育委員会訓令 （教育長に委任された事項に係わるものについては「 <u>山形県教育委員会教育長訓令</u> 」）																								
山形県知事	山形県教育委員会（規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布並びに教育長に委任された事項に係わるものについては「山形県教育委員会教育長」）																								
何々条例（何々）	何々規則（何々）																								
条例	規則																								
山形県条例	山形県教育委員会規則																								
山形県告示	山形県教育委員会告示																								
山形県訓令	山形県教育委員会訓令																								
山形県知事	山形県教育委員会（規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布並びに教育長に委任された事項に係わるものについては「山形県教育委員会教育長」）																								
何々条例（何々）	何々規則（何々）																								